

回 覧

◆ 障がい者控除対象者認定のお知らせ ◆

各種障がい者手帳を所持していない65歳以上の要介護認定者（要介護1～要介護5）の方で、障がい者手帳をお持ちの方と同等の状態の方は、障がい者控除が受けられます。

～確定申告に認定書が必要な方は申請が必要です～

※認定書は後日郵送いたします(即日交付できませんので、ご注意ください)。

日頃より、市の介護保険行政に関しまして、ご理解ご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、『障がい者控除対象者認定』につきまして、下記の日程・方法で実施しますので、お知らせいたします。

記

1. 手続開始日 平成26年1月20日(月)～
2. 手続場所 都賀総合支所健康福祉課・本庁介護保険課・各総合支所健康福祉課
3. 手続方法 上記手続場所窓口にて申請書にご記入いただきます
(認定書は後日郵送いたします)
4. 持参するもの **介護保険証(黄色)**
印鑑(2種類：申告する方及び要介護認定者本人のもの)

※障がい者控除対象者認定とは・・・

通常、確定申告時に障がい者控除を受けられるのは、各種障がい者手帳を所持している方本人及び手帳所持者を扶養している方ですが、市では65歳以上の方で介護保険の認定(要介護1～要介護5)を受け、一定の基準を満たしている方についても、各種手帳を所持している状態に準ずると認めるものです。

◀ 注意事項 ▶

各種障がい者手帳を所持している方及び手帳所持者を扶養している方は、手続きの必要はありません。

【問い合わせ】

都賀総合支所 健康福祉課
介護高齢チーム

☎ 29-1103